

Rightsニュース No.19

発行日／2008年2月1日 発行編集人／菅源太郎 発行所／特定非営利活動法人Rights

〒104-0061 東京都中央区銀座8-12-11第2サンビル5階 (株)第一総合研究所内 TEL&FAX: 03-3248-8208

郵便振替口座: 00110-1-550395「ライツ」 URL: <http://www.rights.or.jp/> E-Mail: info@rights.or.jp

18歳成人の是非を法制審議会で議論開始 —各法令の対象年齢ごとに議論を—

NPO法人Rights代表理事 菅源太郎

法制審議会に部会設置

18歳成人・選挙権にむけた準備は、前号既述のように国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）の成立・公布を受けて内閣に各府省の事務次官らで構成される「年齢条項の見直しに関する検討委員会」が設置され、遅くとも2010年の通常国会への関連法案提出をめざして所管官庁ごとに関係法令を検討しています。

なかでも国民投票法で具体的に例示された民法と公職選挙法をめぐる動向が注目されてきましたが、鳩山邦夫法相が2月13日（水）に民法の成年年齢引き下げの是非を法制審議会（会長・青山善充明治大学教授）に諮問しました（資料1参照）。引き下げについて一定の方向性を示さない諮問は極めて異例のようです。法制審は民法成年年齢部会（資料2参照）を設けて第1回会合を3月11日（火）に行いました。一律に発言者名を伏せている議事録は、鳩山法相の要請を受けて明らかにする方向となっています。

法制審の議論と並行するように政党にも動きが起こっています。自民党は憲法審議会（会長・中山太郎衆議院議員）で2月14日（木）から検討を始め、3月6日（木）には成人・選挙権年齢の変遷と憲法教育について関係官庁から説明を受けました。今後は週1回程度の会合を重ねて必要に応じて提言の取りまとめも検討するようです。また民主党は2月15日（金）の政治改革推進本部役員会で、選挙権年齢の引き下げや選挙時のインターネット活用などを検討する小委員会（委員長・野田佳彦衆議院議員）を設置することを決めました。

予想される論点

報道や私たちの確認では、検討対象は民法に限られていて公職選挙法（総務省所管）や喫煙・飲酒（警察庁所管）だけでなく少年法など法務省所管の法令についても別に議論されます。ただ法制審総会では国民投票法との関係については書面が示されています。

民法で成年を基準とする主な規定は、法律行為の制限（5条）、婚姻についての父母の同意（737条）、普通養子縁組の養親（792条）、父母の親権（818条1項）などが挙げられます。日本では太政官布告（1876年）をへて民法（1896年）で成年年齢を20歳と規定しますが、民法制定時の欧米の成年年齢は21・24・25歳で、平均寿命や精神的成熟度を考慮して欧米よりやや若い20歳に決めたと思われます（欧米各国は1970年前後に相次ぎ18歳に引き下げ）。

総務省など関係官庁は民法の重要性から部会の議論を注視しています。そのため法制審は10代・20代の成熟などの観点から成年に相応しい年齢をおおむね1年で検討して、他法令への影響を考慮して引き下げの是非について基本方針を固める模様です。ただ国民投票法制定における国会答弁（民法と参政権の判断能力は一致すべき、公選法と国民投票法の選挙・投票権は一致すべき、成年に合わせて18歳選挙・投票権を与える諸外国が非常に多い）を踏まえる議論にはなるでしょう。ちなみに成年年齢は18歳、養親年齢は20歳のように民法4条の「成年」と他の規定を分けることは技術上可能です。

私たちの立場

報道機関の実施した世論調査で慎重意見が多いのは事実です。それは荒れる成人式などから若者は精神的に未熟で20歳でも成年として法律上の責任を全うできるか疑わしいのに18歳に下げる必要はないとの理由からと思われます。私たちも未成年者喫煙禁止法第2条・未成年者飲酒禁止法第1条（20歳）、裁判員法第13条（選挙権年齢）、民法でも第792条の普通養子縁組の養親（20歳）などの規定は年齢引き下げの是非が議論になると考えてい

ます。2000年衆院選で民主・公明・共産各党が民法・公選法・少年法一括引き下げを公約したときも詳細までは詰めていません。

だからこそ若者の自立と参加の観点から包括的な議論が求められ、その舞台設定も重要です。法制審議会、自民党憲法審議会、民主党政治改革本部といった一機関だけでなく、衆参両院に特別委員会または内閣・総務・法務・文部科学・厚生労働・青少年といった委員会に小委員会を設置すること、政党ではそれに対応した部会および青年局など政務・党務横断の機関を設置することが最低限必要です。その際は対象となる18・19歳をはじめ広く国民の意見を聞くことはいうまでもありません。

なお国民投票法制定の際には民法と参政権の判断能力は一致すべきと国会答弁されていますが、憲法は未成年者の選挙権を禁じておらず、附則第3条「年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう」との規定からも、民法の成年年齢が下がらなくても国民投票法と同じ投票行為である公職選挙法の選挙権年齢は下げるべきです。実際にオーストリア（18歳・16歳）・ニュージーランド（20歳・18歳）・韓国（20歳・19歳）は選挙権を未成年者に保障しています。両方を一体で下げることが現実的ですが、18歳成人が18歳選挙権の前提条件にはならないと考えます。

法制審民法成年年齢部会ウェブサイト（議事録や配布資料など掲載）

http://www.moj.go.jp/SHINGI/seinen_index.html

<資料1> 諮問第八十四号

若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点から、民法の定める成年年齢を引き下げるべきか否か等について御意見を承りたい。

<資料2> 法制審議会民法成年年齢部会（平成20年3月6日）◎は部会長 ○は法制審委員 ※経歴等委員

青山善充 明治大学法科大学院専任教授・法科大学院長○ ※法制審会長、民事手続法一般・司法制度論

石井卓爾 三和電気工業株式会社代表取締役社長 ※東京商工会議所経済法規委員会委員長

出澤秀二 弁護士（第一東京弁護士会所属） ※民事・商事一般分野

今田幸子 独立行政法人労働政策研究・研修機構特任研究員○ ※勤労者生活

上原裕之 東京家庭裁判所判事 ※東京家裁家事部所長代行、草加事件民事訴訟浦和地裁裁判官

大村敦志 東京大学教授 ※民法・家族法

岡田ヒロミ 消費生活専門相談員○ ※消費者契約

鎌田 薫 早稲田大学教授◎ ※民法、弁護士

木村俊一 東京電力株式会社総務部法務室長 ※

倉吉 敬 法務省民事局長

木幡美子 株式会社フジテレビジョン編成制作局アナウンス室主任 ※出産・育児休暇取得

五阿弥宏安 読売新聞東京本社編集局次長 ※日本新聞協会人権・個人情報問題検討会幹事

始関正光 法務省大臣官房審議官

仲真紀子 北海道大学教授 ※発達心理学

氷海正行 千葉県立船橋旭高等学校長 ※全国高等学校長協会生徒指導研究委員会副委員長

水野紀子 東北大学教授 ※民法・家族法

宮本みち子 放送大学教授 ※家族社会学・青年社会学

山本幸司 日本労働組合総連合会副事務局長 ※日教組特別中央執行委員

幹事

尾島 明 内閣法制局参事官

金子 修 法務省大臣官房参事官

佐藤哲治 法務省民事局参事官

萩本 修 法務省民事局民事法制管理官

平田 厚 弁護士（第二東京弁護士会所属） ※民事

松村 徹 最高裁判所事務総局家庭局第一課長

山下純司 学習院大学准教授 ※民法・契約法・信託

本の紹介

若者の政治参加や政治教育をめぐって近年刊行された単行本を順次紹介します。興味のある方は執筆にご協力をお願いします。



横江公美著

『判断力はどうすれば身につくのかーアメリカの有権者教育レポート』

(PHP新書・2004年・税込777円)

第1章 有権者教育とは／第2章 投票率向上を目指す／第3章 争点を見る目／
第4章 立法過程を擬似体験／第5章 司法を学ぶ／第6章 行政を知り、体験する／
終章 有権者としての「教育的」責任

アメリカは官民あげて有権者教育が盛んであることをこの本を通じて分かった。たとえば模擬選挙はごく普通に行われて主催団体であるNPOに学校・企業・政府がそれぞれの立場でサポートする。日本の多くの自治体が行っている模擬議会もアメリカのそれとは大きな違いがある。プリンストン大学が実施する模擬連邦議会プログラムは、参加する高校生に対してハイレベルな事前勉強を求め、連邦議会と同じく外交・防衛やエネルギーなどの小委員会に分かれて2泊3日の合宿で議論する。その間に政府機関などを見学して実際の議会スタッフとも意見交換する。引率する教師もこのイベントに誇りをもっているという。

また日本でも導入が近づく裁判員制度だが、アメリカには学校で模擬裁判の教育プログラムがある。ある生徒がトラブルを起こした場合に日本なら教師がまず生徒を注意して保護者を呼ぶのが一般的だが、アメリカはまず生徒主体の模擬裁判にかける。これはトラブルを起こした生徒に懲罰を与えるのが目的ではなく、生徒の更正とともに裁く立場の生徒にも自覚と責任を体験させることにあるからだ。

近代民主主義のさきがけともいえるアメリカはその民主主義を支える政治教育でもさきがけといえる。今年は4年に1回の大統領選挙の年で、こうしたアメリカ流の政治教育プログラムが紹介される機会が多い。そのなかには日本でも参考にしたいものがあると感じる一冊である。

西村高志 (会員)



朝日新聞ロスジェネ取材班著

『ロスジェネレーションの逆襲』(朝日新書・2007年・税込735円)

第1章 逆襲という名の政治改革／第2章 ロスジェネの一票が選挙を決める／
第3章 仕掛ける若者たち／第4章 ロスジェネ地方議員たちの挑戦／
第5章 若者たちの意識調査／第6章 座談会 成功モデルつくって世代は元気になる

「ロスジェネレーション」直訳すれば「失われた世代」である。かつてバブル崩壊から10年間で「失われた10年」と言われたが、ちょうどその頃に青春を過ごした世代つまり1970年から85年までに生まれた世代を呼ぶ。

昨年は選挙イヤーだった。統一地方選と参院選が12年に1回重なる年だったうえに、宮崎県知事選や大阪市長選などをマスメディアが大きく取り上げた。これまで政治に無関心とされてきた若者が投票することで選挙や政治を左右するようになった。さらに多くの若者が政治の世界に直接的に関わるようになってきた。

統一地方選では、このロスジェネレーション世代にあたる25歳から35歳までの若者780人が立候補して、なんと半数以上の510人が当選したのである。高橋亮平理事(市川市議)も登場するが、この世代の議員はけっして特別な存在ではなく同じ世代が感じてきた疑問や体験をもつごく普通な存在ということを知らされる。

また、「職業としての政治」だけでなくNPOなど新しいセクターから政治を見つめることもこの本は取り上げており、読んでいくうちに自分のことと受け止める箇所がある。とくに若い世代に読んでほしい。

西村高志 (会員)

社会へのまなざしを育てたい

団体紹介／ど・あっぷ！

NPO法人（申請中）ど・あっぷ！理事 藤川祥子

市民度UP! ど・あっぷ!!

私たちの中で、自分をとりまく社会の状況を適切に見極め、社会における自分の役割を考え、自分の意見をしっかり持ち、そしてその信念に基づいて行動することができる人が、どれだけいるのでしょうか。

超高齢社会に代表される様々な社会不安が問題化し、また様々な価値観が多様化・複雑化する中、私たちは自律した個人であることが求められています。インターネットの普及などにより、大量の情報にアクセスできるようになりましたが、その中から何が適切であるかを判断する力を身につけることが必要です。

一方、自律した市民として持つべきこのような「判断力」を養う機会が、学校教育や日々の暮らしの中において多くはありません。子ども達が、社会の仕組みに対する知識・意識・スキルを学ぶことのできる機会を増やし、社会全体の市民度＝シティズンシップ度をUPさせることが必要なのではないでしょうか。

団体の発足

「ど・あっぷ！」のメンバーは、皆、「特定非営利活動法人〔政策学校〕一新塾」の卒塾生です。塾生は在籍する1年間の間に、政治・経済・市民活動の第一線で活躍する講師による講義を受けつつ、自分の志に基づいて調査や共同プロジェクトを行ないます。



メンバーはそれぞれ、在籍中は防災や選挙、キャリア教育など、別々のテーマでプロジェクトを行なっていました。けれども活動を続ける中、共通の課題に気づきました。それは、どのようにしたら多くの人が社会の仕組みのあり方に目を向け、積極的に関わっていくようになるのか、ということです。

この課題について話し合いを行なう中、私達は、「社会に対して責任を持つ、自律した市民」となるための学びの機会が学校教育の場にほとんど無いことに気づきました。5年前から「総合的学習の時間」が設けられていますが、内容は現場に丸投げされ、負担を強いられた教員や学校によって差が激しく、効果的に活用されているとは言えません。このような現状に、シティズンシップ教育を専門に行なう市民団体が役に立つのではないのかと考え、子ども達へのシティズンシップ向上ワークショップを主な事業とする「ど・あ

っぷ！」を立ち上げることにしたのです。

試行錯誤のワークショップ運営

「ど・あっぷ！」のメンバーに、教育の専門家は一人もいません。普段は、一般の会社で働くフツウの社会人で、ワークショップの対象に選んだ中・高校生を持つ親もいません。「社会の仕組みを学ぼう・考えよう」というマジメな話題を、どうしたら分かりやすく、楽しく伝えられるか、毎週のように集まっては熱い議論を交わしました。その結果、私たちの社会に対する素朴な疑問を代弁する「市民ノボル君」・「ガングロちゃん」（アニメ）を始め、案内役の「税金知郎先生」・「選挙行太郎（いったろう）先生」（メンバーによる実演）などのキャラクターを生み出し、クイズ形式をメインとするワークショップを作り上げました。

2007年2月に開催した「ど・あっぷ！ 設立記念イベント」（左写真）を含む、小さめで大人向けのワークショップを3回ほど行なった後、2007年11月、ついに高校生向けに初めてワークショップを開催することができました。相手は神奈川県立湘南台高校の1年生、237名です。（右写真）



それまででない規模と若いパワーにメンバーの緊張は高まり、概ね好評を頂いたものの、反省点もそれ以上に挙げる事ができるワークショップでした。この機会を貴重な第一歩とし、ワークショップの質を更上げるべく、メンバーのモチベーションが益々高まったことは言うまでもありません。

社会へのまなざしを育てるために

「ど・あっぷ！」の取り組みはまだまだ発展途上の段階で、立ち足はかかる壁は予想外に高いことも分かりました。けれども、未来の日本を支える子ども達が、社会を見る目を養い、自分や周りの人の幸せのために、適切に判断ができる社会を目指し、これからも楽しみながら活動の輪を広げていきたいと考えています。



URL

<http://www.citizendoup.com/>

英国におけるユースカウンシル（青年議会）政策

—ヨーロッパ調査報告から—

NPO法人Rights理事・市川市議会議員・東京財団研究員 高橋亮平

2007年11月、東京財団の研究員として地方自治のガバナンス研究の一環で、英仏の地方自治の実態調査に行ってきました。その際に訪れた英国ウェストン・スーパー・メア・タウン・カウンシルにおけるユースカウンシル（＝青年議会）について報告します。

英国には、県や市にあたる基礎自治体よりさらに住民に身近な準自治体として、教会の教区から発生したと言われる「パリッシュ」が存在します。パリッシュの中にはそれぞれ議会があり、議員の中から市長や議会のリーダーが選ばれ、有給職員の事務局長とともに公園整備や市民農園の管理など、地域に係わる問題の解決を地域自らが行っています。

今回訪れた英国最大のパリッシュで中心として力を入れているのが青少年対策であり、独自で考え出した11～18歳の若者30名程度によるユースカウンシル（＝青年議会）をつくり、若者自らが青年対策を考え、サービスを提供していく仕組みがつけられていました。

具体的には、古くなったPUBをパリッシュで買い取り、ビリヤード台やゲーム機器などを置いてアルコールを置かない若者が集うPUBへと改修を行い、その運営をユースカウンシルが行っていました。助成金の申



請など行政的な手続きや交渉こそ事務局長が行っているものの、改修などのアイデアも自分たちで出し、PUBの店員も自分たちがボランティアで行うなど、自分

たちの集いの場を自らが運営することにより、この地域では、著しく青少年による非行が減ったと言います。

また、夏季には観光活性のために、ユースカウンシルが中心となってマリンスポーツのイベントを行うなど地域活性の役割も担っているとのことでした。

ウェストン・スーパー・メア・タウン・カウンシルとしては、青少年対策における画期的な政策として、このユースカウンスルを英国中に広めているところだと言っていました。

こうした取り組みは、日本でも大きな可能性があるのではないかと感じました。Rightsとしても今後もこうした海外での事例を紹介しながら、日本でも実践できる環境をつくっていかねばと思います。

AO入試問題にRightsが登場

—関西学院大学で毎日新聞インタビュー記事が掲載—

NPO法人Rights理事 小林庸平

本年度の関西学院大学商学部のAO（アドミッションズ・オフィス）入試の試験問題に、Rightsのインタビュー記事（毎日新聞2007年5月1日朝刊）が用いられました。問題は3問からなっており、問1がRightsの主張の要約、問2が成人年齢・選挙権年齢引き下げに否定的な立場をとる論者の主張の要約、問3でそれらを踏まえて自分の考えを述べる、という構成でした。

大学の入試問題ということもあり、受験者の多くが選挙権を得る直前の10代後半だったと思います。10代後半の世代は成人年齢・選挙権年齢が引き下がったときにもっとも直接的な影響を受ける年代であり、引き下げを自らの問題として考えられる世代です。そのた

め、今回の出題に対してどのような回答が寄せられたのか非常に興味深いところです。

国民投票法の成立を契機として、成人年齢・選挙権年齢をめぐる議論が本格化してきました。この時期に主に10代後半を対象とした試験問題にこの話題を採用されたことは非常に時宜を得た出題だと思います。昨年はディベート甲子園でも18歳選挙権がテーマとなりました（前号紹介）が、成人年齢・選挙権年齢の引き下げはディベートのテーマや小論文のテーマなどとして頻りに採用されていくものと考えられます。これを若者の政治参加促進へのひとつの契機としていかなければなりません。

発行が遅れたことをお詫びします。次号は2008年5月発行予定です。

20歳選挙権をめぐる戦後の議論

—国会会議録を読む—

NPO法人Rights代表理事 菅源太郎

敗戦後の1945年に選挙権が25歳以上の男性から20歳以上の男女に広がって62年がすぎました。GHQ（連合軍総司令部）の五大改革指令に女性選挙権は含まれていましたが、新憲法を制定する国会議員を選ぶ総選挙にむけて幣原喜重郎内閣がまとめた衆議院議員選挙法改正案は、選挙権の25歳から20歳、被選挙権の30歳から25歳への年齢引き下げも規定されました。この法案の議論は女性や若者の政治教育の意味を考えるうえで示唆に富んでいます。また新憲法で誕生した参議院議員選挙法案でも衆議院と異なる被選挙権年齢について議論しています。こうした点に注目して会議録を読んでみましょう。

提案理由説明

○堀切善次郎内相 第一の選挙権及び被選挙権の擴張に付きましては、選挙権の年齢を二十五歳より二十歳に、被選挙権の年齢を三十歳より二十五歳に、それぞれ五年づつ引下げますと共に、新たに女子に對しましても男子と同一の條件を以て、選挙権及び被選挙権を認めることに致したのであります、今日の青年は教育、文化の普及状況、一般民度の向上、社會的、經濟的活動の實際等に徴しますると、其の知識、能力著しく向上致しまして、今日満二十歳に達しました青年は、國政參與の能力と責任觀念とに於て缺くる所がないものと存ぜられるのであります、寧ろ是等の清新澁刺、純眞熱烈なる青年有権者の選挙への参加に依りまして、政界の空気を一新し、新日本建設の新しき政治力を形成する重要な力が加はるに至るべきことを期待致して居るのであります
(第89回国会衆議院本会議・1945年12月1日)

「社会的經濟的活動の實際」として戦争中の女性や若者の活躍を意識していると思われまゝ。ただ「政界の空気を一新」「新しい政治力を形成する重要な力」は18歳引き下げにも有効な理由です。

民法との関係

○上田孝吉議員 年齢低下に付きまして、各國では二十一歳の國もあります、又十九歳の國もあるのでありますが、之を本法に於きましては二十歳と御定めになつた、多分是は我が民法の成年制に依られたものであると存するのでありますが、我が民法の二十歳成年と云ふことは尚將來持續すべきものであるかどうか、或は之を十九歳又は十七、八歳に下げること、今日の文化の進歩と共に必要ではないかどうか、其の他親族法上の家族の地位の問題もあるのでありますが、斯くの如く民法上の諸問題と選挙年齢の低下と云ふものを睨み合せて、以て本案を御出しになつたものであるかどうかと云ふことを承りたいのであります、要するに我が國の家族

制度及び之を基本としたる民法と、婦人參政權、又年齢の引下と云ふものに付ては、十分なる調節を必要とするが、之に對して政府はどう云ふ御意見を御持ちになつて居るかと云ふことを御聴き致したいのであります

○堀切善次郎内相 年齢引下げに付て、民法上と合はせたのかどうかと云ふ御話でありますが、是は民法上の丁年と合はして考へた次第でございます、民法上の能力から申しましても、民法上十分の行爲能力があると判断されました二十歳以上の者に對しまして選挙権を與へますことは、其の政治上の判断力に於きましても、其の責任に於きましても、何等差支へはないものと考へまして、民法上の丁年と合はせた次第でございます、上田君の御引きになりましたやうな、各國に於きます例は、二十一歳から選挙権を與へて居るのが最も多いやうであります、各國の例を調べて見ましても、やはり是は民法上の丁年と合はせて居るやうであります、民法上行爲能力ありと認められました二十歳以上の者は、政治上の十分の能力を持つて居ると考へた次第であります
(第89回国会衆議院本会議・1945年12月3日)

すでに今日に通じる議論が展開しています。行爲能力を認められた民法上の成年に選挙権を保障する考え方が示され、新憲法の「成年者の普通選挙」につながっていきます。

政治教育

○江口繁議員 殊に今日二十歳以上の男子が選挙権を有すると云ふことになりますれば、一般の青年並に多くの學生、此の學生が政治上に於ける所の立場を持つ、其の學生の政治的思想の涵養と云ふことに付きましては、是は決して私は忽せにすることの出来ない問題であらうと思ふのであります、但し公正なる選挙には正しい思想の裏付がなくはならぬと思ふ、此の正しい思想の指導涵養と云ふことに付きましては、政府が責任を持つて徹底的なる處置を

執らなくてはならぬと私は思ふのであります、是等に對する文部大臣の御意見を承つて置きたいと思ひます

○前田多門文相 若し今回の選挙法が議會を通過致すことと相成りますれば、其の際に於きまして特に此の新しい女子の有権者、又若き有権者に對しまして、教育上の立場から、公民啓發運動と云ふやうなものを試みまして、投票の尊重すべき所以を教育致させたいと云ふ風な感じを持つて居る次第であります、<中略>此の女子に對しますると同様青壯年に對しまして、公民教育を刷新し擴充致さなければならぬことは勿論のこととございまして、此の點に付きまして、特に青年が批判力を持つて、兎角政治運動等に於て陥り易い雷同の弊を戒め、同時に自分と反對な意見を持つて居る者に對して、寛容な態度を持つと云ふやうな所に重點を置きまして、折角教育を進めて參りたいと考へて居る次第であります
(第89回国会衆議院本会議・1945年12月3日)

ここでは女性と若者に対する政治教育の重要性が議論されています。質疑の「正しい思想の指導涵養」というのが気になるのですが、批判力を持ち反対意見への寛容な態度を持つことを重点に「公民教育を刷新し拡充」とすると答弁しています。

○川島正次郎議員 新しく選挙権が擴張されて年齢も低下した、婦人にも選挙権を與へる、そこで政府が心配をして成べくさう云ふ人に棄権のないやうに、棄権防止の運動をするのだと云ふことなのであります、棄権防止の運動をするのだと云ふことなのであります、全然政治意識のない、選挙に何等の熱意もない人を無理に選挙場に引張つて來て何になるのか、結局は因縁情實の投票以上に何ものもありません、是は國民の思ふ通りにして置けばそれで宜い、選挙権を與へた、併し投票しない者はそれは其の人の政治能力がないのだからして投票しなくても仕方がない、無理に引張り出すのは何の爲に必要なのか、而も棄権防止運動とか啓蒙運動と云ふものは、動ともすると選挙干渉の材料に悪用される、言論が自由になつて明朗闊達な選挙演説が各地に展開されさへすれば、それで國民の選挙意識と云ふものは昂揚される、それに任して置けば宜いのであつて、殊更政府が公民教育とか政治教育と云ふ名の下に啓蒙運動をする、棄権防止の運動をすると云ふことは、是れこそ役人の思ひ上つた考へだ、そんなことは成功するものではないのです、所謂下から盛上つた考へでなければ、立憲政治と云ふものはいかぬのであつて、選挙法改正の機會に、さうしたことをすると云ふことは、私は非常に詰らぬことだと思ふ、而も新聞で發表したのを見ますと、社會教育の團體

などで政治教育を行ひますものに付ては助成金まで交付すると云ふことを言つて居るのでありますけれども、一體政府は今日計畫なさつて居る政治の啓蒙運動に於て、何を國民に呼掛けようとして居るのでありますか、文部大臣がおいでになれば聴きたいと思つたのですけれども、御出席がありませんから、内務大臣に政府としての意向を御伺ひ致したい

○入江誠一郎内務省地方局長 只今御話の啓蒙運動でございますが、此の問題に付きましては文部省、情報局、内務省と打合せまして是が實行を致す積りでございます、大體の方法と致しましては、男女有権者、特に新選挙権者になります者に對して、政治教育の徹底を期する、其の實施に當りましては、民間團體の有識者でございますとか、或は學校教職員或は報道、言論機關等を僉遣致しまして、適當に援助を與へると云ふ見込でございます、其の運動の趣旨でございますが、是は選挙法の趣旨を闡明すると云ふことが一つの眼目でございます

次に正しい政治教育を實施すると云ふことが又一つの眼目でございます、併せて婦人並に年齢を低下致しました新選挙権者に對しまして、啓蒙運動を實施すると云ふことを眼目として居ります

○堀切善次郎内相 此の度やります啓蒙運動に付きましては、御趣旨の點を能く氣を付けまして、選挙干渉等の誤解を招くことの絶対にないやうに、十分氣を付けてやりたいと思ひます、此の度の選挙に付きましては、今段々と御話になりましたやうな、色々な選挙干渉の方法に付きましては、是は絶対にやらさない積りで居ります、先程御話のありました選挙情勢の報告とか、或は當落の見込とか云ふやうな報告は、是は絶対に取らず、又さう云ふことをさせない積りで居りまして、十分氣を付ける積りで居りますが、今後に對しましてのやり方として、今非常に有益な色々な點に付て御話がありました、十分今後の立法の參考に致したいと思つて居ります

(第89回国会衆議院衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会・1945年12月4日)

政治教育が一步間違ふと戦争中のように選挙干渉になる危険性を指摘して戦争体験の生々しさを感じさせます。1925年の「普通」選挙法と合わせて治安維持法が施行されたのは有名ですが、選挙法自体も運動が制限されるなど今日の「べからず法」と呼ばれる取締法的性格を強めます。政治への無関心は教育の不十分さだけでなく参加を阻害する制度にあることを喝破している質疑といえないでしょうか。

帝国議會會議録検索システム

<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>

2008年度通常総会のご案内

2007年度は衆議院憲法調査特別委員会公聴会での意見陳述に始まって、国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）の成立で18歳成人・選挙権実現が具体的な政治課題として浮上する1年でした。

2008年度は18歳選挙権の実現にあわせた大幅な組織改編にむけた1年目と位置づけ、「2010年までの18歳選挙権」を確実にすることと政治教育推進組織設立準備の2点に事業を絞り込んで実施したいと考えています。

大きな節目を迎えるなか定款第23条に基づき2008年度通常総会を下記のように実施します。ぜひご出席ください。

日時：2008年4月26日（土）18：00～19：00

場所：東京ボランティア・市民活動センター会議室A（地図参照）

審議事項：第1号議案 2007年度事業報告
 第2号議案 2007年度収支決算
 第3号議案 2008年度事業計画案
 第4号議案 2008年度収支予算案
 第5号議案 2008年度役員案



あなたの参加がRightsの活動を支えます

ニュース（季刊）送付やイベント参加費が免除・割引されるなど特典が豊富です。ぜひこの機会に会員として活動を支えてみませんか。

そのほかにも活動を充実するため寄付・イベント参加など皆様のご協力を歓迎します。下記で協力可能なことがあれば該当項目にチェックのうえFAX（03-3248-8208）かメール（info@rights.or.jp）でご返信ください。

会員になる 年会費の支払いで入会

郵便振替：00110-1-550395「ライツ」

銀行振込：三菱東京UFJ銀行武蔵境支店 普通1373149「特定非営利活動法人ライツ」

◆正会員 子ども・学生1,000円 大人3,000円 ※総会議決権有

◆賛助会員 1口10,000円 ※総会議決権無

<特典>ニュース「Rightsニュース」（季刊）送付、イベント参加費免除・割引

書籍を買う 『2010年 18歳選挙権が実現！』（下記参照）

寄付する 金銭のほか物品も歓迎（要相談）

一緒に活動する

イベント企画・運営、国会議員やメディアと意見交換、ニュースやチラシづくり、印刷・発送など

メールマガジンを読む 若者の政治参加に関するタイムリーな情報満載（月刊・無料）

応援団になる

『2010年 18歳選挙権が実現！』（仮称）』

08年夏完成予定・予約受付中！

ブックレット『16歳選挙権の実現を！』の選挙権・被選挙権年齢引き下げの論点に加え、国民投票法成立とともに成人年齢関係法令検討や政治教育実践事例など最新の動向が分かるよう解説と資料を充実。お申し込みは冊数をご記入のうえメールかFAXをお願いします。

予価：1,500円（送料別）